

子育て支援者（サポーター）が考える 職業倫理の原理に関する研究

— 子育て支援員研修カリキュラム参加者へのアプローチから見えるもの —

谷 川 友 美

A study on the principles of professional ethics by parenting supporters: Seen from an approach by participants in a curriculum for child-rearing support research

Tomomi TANIGAWA

【要 旨】

本研究は、子育て支援者研修カリキュラムの参加者（A 県 B 市で行われた子育て支援研修カリキュラムの参加者10名）を対象に、子育て支援の根拠として重要であると判断した事例のヒヤリング及び KJ 法実施及び質問紙調査を行った。研究対象者は、子育て支援において、【子どもの最善の利益の尊重】【子どもの発育や発達の保障】【保護者との協力】【プライバシーの保護】【自己評価の考え方】【保護者の代弁の責任】【地域の子育て支援】【専門職者としての責務】という 8 項目に関連する倫理的視点を持っていた。また、子育て支援する際の根拠として 8 項目は重要であると判断していた。対象者らは、子育て経験や子どもの預かり経験から、様々な関係（人的関係・物的関係）の難しさ等を学んでいた。また、「倫理」という言葉に抵抗が見られ、日々の実践（生活）の中にあるものではなく、学問上の言葉と捉える傾向が強かった。

【キーワード】

子育て支援 職業倫理 子育て支援研修

1. はじめに

現代は様々な分野において、「倫理的な視点を持っているのか」という点が重要視されている。倫理綱領の作成、および第三者評価の策定が進められていることがその象徴ではないか。このような動きは、倫理的実践を行える職業者

の育成が求められ、その育成こそがその分野の質の向上へ繋げられると考えられているからであろう。

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域の子育て支援の担い手となる人材がますます求められている。「子育て支援員」とは、子育て経験のある専業主婦の人たちにも、地域の子育て支援の現場で保育の

担い手になってもらおうということで、国が新たに設ける認定制度であるといわれている。待遇は、働き方によって異なるが、例えば、保育施設においてフルタイムで働いた場合は、年収200万円未満の給与が設定されていて、消費増税の一部も活用されることになる。そして、現在のところ、全国共通の20～25時間程度の研修を受ければ、「子育て支援員」になれるとしている。

大分県では、「子育て支援員」は、大分各市町村が実施する研修を修了し、子育て支援の分野で働く際に必要な知識や技術を身に着的けると認められる者を指し、本研修の修了者を、全国で通用する「子育て支援員」として認定している。研修を修了し、子育て支援員として認定された者は、家庭的保育や小規模保育、学童クラブ、子育てひろばなどで活躍することが期待されている。

保育士は国家資格であり、子どもの発達や集団保育に関する専門的な知識を学んで、試験に通らなければならぬ。それに対し、新しく設けられる「子育て支援員」というのは、保育士よりハードルが低く試験などはない。この子育て支援員は、具体的な仕事として、例えば、保育所で保育士の補助、小学生を放課後預かる学童保育で指導員の補助等がある。また、親が残業などで遅くなる時に、保育園・子ども園へ子どものお迎えにいらおうファミリーサポートの会員として活動する形もある。さらに、子育て家庭の相談にのって、必要な支援サービスを紹介するコンシェルジュのような役割を担ってもらうことも想定されている。主には保育士などの補助の仕事ということかと疑問視されるが、多くの施設では、保育士の資格を持っていない人たちも、保育士とほぼ同様の仕事を担うことが認められていて、こうした施設で働く人々を地域の中で確保しようということが、政府の本音の部分の狙いでもあるのではないかと思われる。

子育て支援員研修の講師をすると、受講生の中から「子育て経験はあるが保育の現場に入っていけるかと考えると、不安」、「最近は、アレ

ルギーのあるお子さんも多い。発達障害の子どももいる。しかも、それが集団になるので、子どもの育ちに関する最新の知識やスキルがなければ、なかなか自信をもって働くことができない」といった意見が聞かれる。子育て支援員も、利用する親から見ても安心して預けられるシステム作りや場と人の提供を満たす必要があろう。

保育実践や子育ての根底には、子どもの人間としての尊厳を守り、よりよい保育・子育てを提供するという、倫理への問いかけが不可欠である。また日常の保育実践・子育ての中に、内在している倫理的問題を、敏感に感じ取り、適切に対応することは、保育士や子育て支援員の責務であり、同時に自らの専門職としての基盤の確立につながる。そのためには、いかに倫理的感受性を高め、倫理的視点を育むかといった議論が必要となるといえる。

先行研究では、国内において子育て支援員を対象にした倫理に関する文献そのものが少ない。倫理綱領の内容を実践するにあたり、常に倫理的ジレンマが生じることは、医療・看護・福祉領域等研究結果でも明確である^{1～10)}。また、倫理教育に関する先行研究では、倫理は、専門職としての実践の基盤をなすものであり、その検討は専門職としての社会的位置づけの確立を果たすうえで重要な課題であると広く認識されてきている¹¹⁾¹²⁾¹³⁾。子育て支援員の研修の受講生からの声からも、倫理への関心は高まっているといえ、倫理実践へつながるような知識や技術を学ぶ必要性があるように思われる。現在の所、保育士や子育て支援員における倫理教育は体系化されておらず、保育の養成機関や研修を担当した教員の裁量に任されているといえる¹²⁾。

子育て支援をする際の倫理的判断能力は、子どもの命や生活の質に関与する倫理的問題への感知力、子育て支援員自身の価値観と関係者間の価値観の葛藤や対立について分析及び判断力、さらにこれらの認識過程を実際の保育・教育支援へ結び付けていく総合的な能力である。この能力の基盤には、幼少期からの道徳性

の発達があり、その延長上に子育て支援員の専門職としての倫理的判断能力が培われる。

しかし昨今では、若者の道徳性や論理的な分析力および総合力の低下が指摘されている。また、道徳性はその個人が所属している社会の影響を大きく受け、何を是とし何を非とするかは個人の価値判断に基づくが、それ自体がすでに社会の価値観の影響下に存在する。そして、子育て支援という実践は対象である子どもに対して、何をなすべきか、何が最良であるかという意思決定の連続であり、常にどのような判断が倫理的に妥当であるのかを問われている状況にある。

本研究では、子育て支援人材育成講座の中で対象者に対し、保育士の倫理綱領と職業倫理として中心になる原理原則について説明した。その後、対象者が目指す(考える)子育て支援の実践について、グループワークをして情報の共有を行ってもらい、重要と判断する職業倫理の原理について整理した。

本研究は、前述した機会を通じて、子育て支援員が捉える倫理原則の傾向を明らかにし、今後の職業倫理感の育成方法を検討することを目的に調査することとした。

2. 研究方法

(1) 研究対象者

子育て支援者研修カリキュラムの参加者(A県B市で行われた子育て支援研修カリキュラムの参加者10名)

(2) データ収集方法

本研究では、保育士の倫理綱領と職業倫理として中心になる原理原則について説明した。対象者が目指す(考える)子育て支援の実践について、グループワークをして情報の共有を行ってもらい、重要と判断する職業倫理の原理について整理した。整理する方法としてKJ法を使用した。

また、グループワーク後、職業倫理感を高める方法論についてヒヤリング調査を行った。

(3) 実施期間

平成26年12月10日

(4) 倫理的配慮

研究の説明を行い、参加は任意であることを伝えた。研究参加に賛同を得られた参加者のみの調査とし、途中で辞退することも可能としている。辞退や不参加を希望する人には、調査を講義の中で行っているため、研究のデータ化する際すべて削除して分析することにした。

3. 結果

(1) 属性

対象となった10名中、調査を中断・辞退する者はいなかった。性別は、男性0名、女性10名。平均年齢は57.9(SD=9.1)歳。全員が既婚者で、55.6%が職業を持っていた。職業経験年数としては、10年未満が80%、10年以上が10%、無回答が10%であった。教育年数として、小・中学卒業が10%、高等学校卒業が60%、短大・高専大学卒業が30%、無回答10%であった。

(2) 重要と判断する職業倫理の原理について

職業倫理の原理に関しては、下記の8項目のカテゴリーが挙げられた。それぞれのカテゴリーのネーミングは、保育士の倫理綱領を元に、対象者が行った。

- 1) 子どもの最善の利益の尊重
- 2) 子どもの発育や発達の保障
- 3) 保護者との協力
- 4) プライバシーの保護
- 5) 自己評価の考え方
- 6) 保護者の代弁の責任
- 7) 地域の子育て支援
- 8) 専門職者としての責務

上記の8項目を図1に示す。

また、8項目ごとに対象者たちが語ったカテゴリーの内容をまとめたものを表1に示す。

(3) 職業倫理教育について

多くの参加者から、定期的な研修の必要性が高いという意見が聞かれた。その内容としては、職業倫理の基本になる原理原則について、倫理綱領の存在についてであった。単なる倫理原則の項目の提示に止まらず、倫理的ジレンマを解消するために、「倫理的問題を解決するための簡潔なモデル」、「困難な決断を行うための倫理面でのチェックリスト」などといった具体的な事例も交えた講演やテキストが必要という意見もあった。

4. 考察

(1) 職業倫理の原理原則

1) 善行の原則

倫理原則は、道徳的意思決定や道徳的行為を導き、専門職の実践の道徳的判断形成の中心となる。それらは、やるべき(やってはならない)行為を主張し、子どもの対応時によく用いられる規則の正当性を明らかにするのに使われる。研究対象者らは子育て支援者研修のカリキュラムの講義を聞き、各々で考えられる事例やキーワードを自由に挙げまとめてもらった。す

ると、「子どもの最善の利益の尊重」という項目に関する意見が一番多く挙げられた。研究対象者らは、子育て(保育)をする際、善を行い害を避けるという義務が重要であると感じているようであった。しかし、子育て支援する際(子育て・保育)すべてに渡って子どもが利益を得られるように考えられないケースが多々挙げられた。さらに、意見を出し合う中で問題となったのは、利益をもたらすことを行う義務が害を防ぐことの義務に優先するかどうかを決定することが難しいという問題であった。また、子どもへの利益をもたらすことを行う限界に関する問題にも触れられた。どの時点で、子育て支援者が子どもへ提供できる利益よりも他(同僚や雇用施設や自分自身の家族等)への利益が優先されるのか?といった問題である。サラフライは、ケアを提供する上で、利益を提供し害を防ぐ義務について、職業者自身らの責任範囲を明確にしておく必要がある、と述べている¹⁴⁾。子育て支援をする際(子育てや保育等)も同様に、責任範囲について検討することを日頃から行うことは倫理実践力や倫理的センスの育成に有効ではないかと考える。

2) 忠誠の原則(プライバシーの保護)

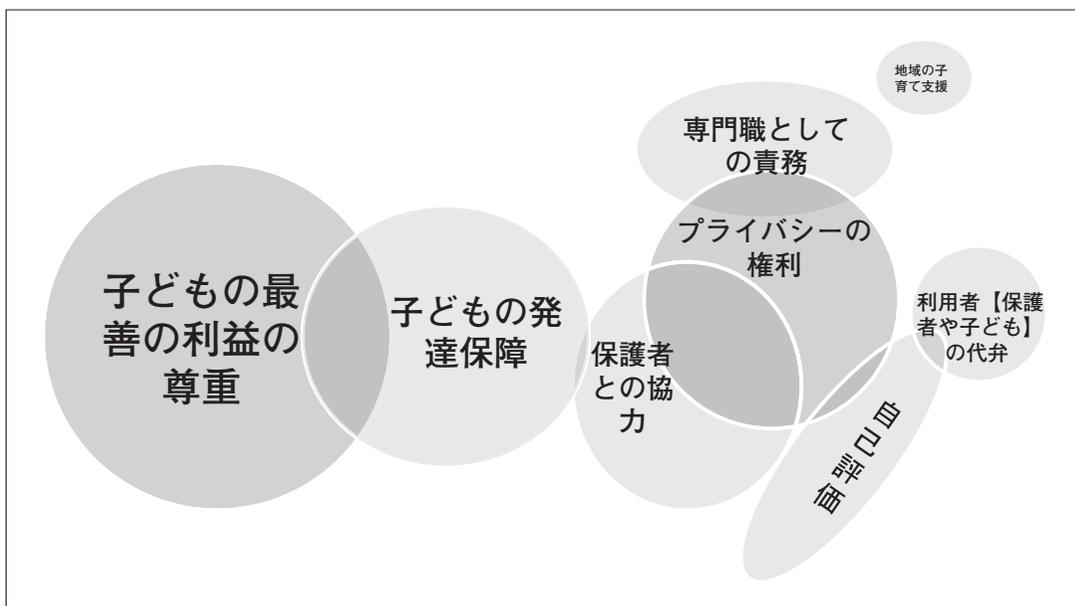


図1 職業倫理の原理の 카테고리 関係図

表1 8項目の内容

1	子どもの最善の利益の尊重	子どもが安全で安心して通えること 子どもの話をたくさん聞くこと 笑顔たくさん生まれること 子どもの目線に立つ 子どもをほめる 挨拶ができる人に育つような環境を整える 子どもを抱きしめて不安や苦悩が緩和されることをする
2	子どもの発達保障	子どもが自由に育つことを重要視する よく抱っこ等のスキンシップをする 愛着形成時期や愛着形成手段を技術としてとらえる 一人ひとりを大切に考え個別にアプローチする 困ったときに、トラブルと一緒に乗り越えるといった意識を持つ 色々な困難を乗り越えられるように、支援者も子どもも力をつけていく 子どもも自分(支援者)も楽しいこと 友達や保育士等子ども以外の人とともに、ご飯をたべること どんなことに興味があるのかをよく観察すること
3	保護者との協力	保護者とのよいコミュニケーションを図ることができる 保護者と信頼関係を築く 保護者の話をしっかり聞く 保護者の話を聞く技術を習得している 子どもの様子を伝え、一緒に問題を解決できるよう意見を出し合える 挨拶も含めて毎日、子どもの様子を報告したり、相談したりする 保護者と話ができる機会をととても貴重に思うこと 気軽に声をかけられるようなスタンスで存在するよう心掛ける
4	プライバシーの権利	ブログ等に情報をのせずに、知りえた情報を守る 子どもを預かることを人に言わない 相談してくれたことを口外しない 子どもの羞恥心を大切にしておく 子どもも大人と同じ一人の人間とみること。例えば、子どもが大切にしているノートや絵に関して、勝手に見たりノートを開いたりしない。時には、見てもいいか尋ねたうえで見る。 支援者という立場や役割があることで知りえる情報であることを自覚する
5	自己評価	自分自身の行為を認める 自分の考えを肯定する 他者に自分の行為の根拠を説明し納得してもらう 自分の行為の根拠を考えながら行動する 保育する側が余裕をもってできるように、自分のリフレッシュを大切に 笑顔で接することができるように評価されるようにする
6	利用者(保護者や子ども)の代弁	保護者が預けやすい環境である 保護者の言いたいことをわかるように経験を増やす 子どもをじっくり観察して、目の前の現象や事象がどのようなことを表しているのか、子どもが何を言いたいのか、表現したいのか考える
7	地域の子育て支援	地域のみんなで子どもを見ることが出来る 地域の人々の見守り体制づくりを考える 地域の人々に子ども育ての協力を得られる、また理解が得られるような活動を行う
8	専門職としての責務	他人と比べないで実践をする視点がある 子どもも他人と比べないで見ることが出来る 一人ひとりにあった対応ができる 常に勉強して、技術を向上していく 肯定的な人間になる 人の見方を振り返り、今やっていることが本当に良いのか評価したりチェックしたりする 心を平静に保てられるようにする 子どもの目線で遊ぶことができることを考える 子どもの様子を細かく人に伝える 子どもの様子を細かく人に伝える能力を養う

具体的な事例が取り上げられ議論されたのは、プライバシーの保護についてであった。情報化社会といえる現代は、SNSを活用しながら生活することを余儀なくされている。倫理原則の中でも「忠誠」の原則は、子育て支援者と子ども（保護者）の間の信頼関係に内在する義務である。例えば、守秘義務や約束を守ることなどが挙げられる。研究対象者らは、日常的に情報の開示や守秘について考えていることが窺える発言が多かった。プライバシーの保護のカテゴリーでは発展的に議論され、守秘や約束を守るといった忠誠が時として守らないことを求められるケースについても議論された。約束や秘密を破るといった預け側（保護者）へ忠誠が示せないケースとして、関わる子ども以外の子どもの福利が危険にさらされる時があり、そのような時は仕方ないと結論付ける意見が多く、保護全員の研究対象者はその意見に同意していた。例えば、児童虐待や重症の感染症が流行った場合、保護者や行政機関に報告することはいいのではないかとの内容であった。山本は、「専門職者はケア対象者へ向かうとき、忠実であるためには秘密を守らなければならない情報について秘密を守ることに合意する正当な理由は何かを注意深く考慮しなければならない。」と述べており¹⁵⁾、置かれた状況下で最も忠誠を示す行動は何か常に考える必要性を強調している。子育て支援研修プログラムを受講している参加者も、研修を終えると専門的な視点をもって子どもを預かる就労者になる。預け側（保護者）や子どもへの忠誠という意味を込め、自分自身の行動を常に考えようとする視点を持つことが求められると思われる。

3) 自律と正義の原則

図1・表1より子どもの最善の利益の尊重や子どもの発達保障に関する捉えは、非常に多くの意見が出され議論できることが確認できた。一つの場面を取り上げても、忠誠・善行・誠実・忠誠の原則の様々な角度から分析できていたように思われる。これは、研究対象者らが意見交換したことで決めつけたものでなく、多様な原則をもって事例が分析できると学べた機会

になったように捉えられた。数名のグループワークなどを取り入れ、議論しあうことの意義を確認できたように思われる。また、自律や正義の原則が議論される事例も少なかったことは、個人宅で一人の子どもを保育する意識をもって受講しているため、子どもにとって公平なケア提供になっているかなど想像する場面が少なかったことが原因と考えられた。

(2) 「倫理」という言葉への抵抗と倫理教育方法論について

調査に入る前は、テーマが倫理という言葉が入っていることそのものが、難しさを感じているような印象があった。よって、グループワークを始める際、「なんだか難しい」「そもそも倫理って何なのか」といった発言が聞かれた。

価値観は誰もが違うものを持っている。子育て支援業務は、異なった価値観を持ちながらも、相手に対応していく、また相手から対応を求められるという場面の連続が日常である。このような「倫理」をテーマにした議論をきっかけに子育ての実践を取り巻く状況を見直し、何がそこにあるのかを意識していくことが重要だと考えられる。様々な取り組みへの基本姿勢を確認していくときに、「倫理」の理解は役に立つ、物事を整理し考えやすくなるといったことを、研究者はグループワークで体感することを意図した。

研究対象者から、単なる倫理原則の項目の提示に止まらず、倫理的ジレンマを解消するために、「倫理的問題を解決するための簡潔なモデル」があればよいと意見が出た。また、「困難な決断を行うための倫理面でのチェックリスト」がほしいという意見もあった。さらに、具体的な事例も交えた講演やテキストが必要という意見が挙がった。このことは、グループワークが倫理の理解へつながったこと、物事や事象を整理するのに倫理的視点は有用であるといったことを、研修前よりもより感じたため出てきた意見ではないかと考えられた。

今後の倫理教育の方法として、グループワーク等複数で話し合い学ぶスタイルが有効な教育

方法の一つではないかと考え、実践していく価値があるように思われた。このような少人数で学びあうなかで、倫理という言葉の抵抗が取れ日常の中にある倫理を実感し、子育て実践をよりよいものにしてほしいと願う。

5. 結論

子育て支援者研修カリキュラムの参加者である子育て支援者は、【子どもの最善の利益の尊重】【子どもの発育や発達の保障】【保護者との協力】【プライバシーの保護】【自己評価の考え方】【保護者の代弁の責任】【地域の子育て支援】【専門職者としての責務】という8項目に関連する倫理的視点を持っていた。また、子育て支援する際の根拠として8項目は重要であると判断していた。グループワークを通して複数で話し合い学ぶスタイルは、子育て支援の実践の倫理的視点を育む方法として有用な方法であると考察できた。

引用文献

- 1) 岡谷恵子, 日本看護協会看護倫理検討委員会, 看護業務上の倫理的問題に対する看護職者の認識, 日本看護協会〈日常業務上ぶつかる悩み〉調査より, 看護, 1992, 51, p30
- 2) 秋元典子【教育場面から看護倫理を考える】学生に伝えたいこと, クオリティナーシング, p22
- 3) 萩野雅, 看護倫理をどのように教えるか, 看護教育, 1996, 37 (1), p18
- 4) 草刈順子, 新たな視点からの法的位置づけの論議の必要性, 看護管理, 1996, 6 (7), p472-476
- 5) 石本つたえ, 看護と「ケアの倫理」, クオリティナーシング, 2000, 6 (3), p86
- 6) 中川米蔵, 医師と患者の関係, メディカルヒューマニティ, 1992, 6 (2), p56
- 7) 福留はるみ, 倫理的感受性と倫理的意思決定, 倫理問題を明確化するためのトンプソンの分類について, 看護, 1999, 51 (2), p33
- 8) サラ T フライ, 倫理的意思決定のためのガイド, 日本看護協会出版会, 1998, 13, p145
- 9) 兼松百合子他, 生命倫理—倫理的な分析方法論について, 生命倫理, 1993, 3 (1), p3
- 10) 菅原スミ, 倫理的ジレンマの構造と生命倫理原理—

エンゲルハート「自律」「善行」の原理を分析視点として, 生命倫理, 1997, 7 (1), p100

- 11) Bishop A, Scudder J. Nursing Ethics : Therapeutic caring presence. Boston : Jones and Bartlett Publishers ; 1996, no8, p98
- 12) Pellegrino ED. Toward a virtue-based normative ethics for the health professions. Kennedy Institute of Ethics Journal. Sep1995, 5 (3), p253-277.
- 13) Izumi S. Nursing Ethics in End-of-Life Care in Japan [PhD dissertation]. Portland, OR : School of Nursing PhD program, Oregon Health & Sciences University ; 2003, p251
- 14) サラ. t フライ, 倫理的意思決定のためのガイド, 日本看護協会出版会, 1999, p23
- 15) 山本あい子, 葛藤場面に対する認識の特徴, 日本看護協会出版会, 1999, p25